

事 務 連 絡
令和3年10月4日

(公社) 岡山県医師会
(一社) 岡山県病院協会
御中

岡山県保健福祉部健康推進課

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項
及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」の一部改正に伴う
検査検体の送付について

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課から別添のとおり事務連絡がありましたので、貴会員への周知をお願いいたします。

医療機関において急性弛緩性麻痺（AFP）患者を診断した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項に基づく届出とともに積極的な検体採取をお願いします。

なお、この事務連絡は次のホームページに掲載していますのでお知らせいたします。

記

岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ

<http://www.pref.okayama.jp/site/361/>

岡山県保健福祉部健康推進課 感染症対策班 TEL:086-226-7331 FAX:086-225-7283

事務連絡
令和3年9月30日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」の一部改正に伴う検査検体の送付について

平素より、感染症対策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

急性弛緩性麻痺（AFP）（急性灰白髄炎を除く。）については、「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」の一部改正について」（令和3年9月30日付け健感発0930第1号）により病原体の検査の項目を追加したこと及び世界保健機関（WHO）よりポリオ対策の観点から各国で15歳未満の症例を把握し、ポリオでないことの確認を求められていることに伴い、添付のとおりポリオウイルスを含むAFP検査について整理いたしました。

特に、便検体及び呼吸器検体については、エンテロウイルスD68・A71の検出に感度が高いとされていることから、診療の手引きを参照し、積極的に採取することに御留意願います。

つきましては、添付資料をご活用いただき、検体検査の実施に遺漏がないよう、関係機関への周知等を含め、特段の御協力をお願いいたします。

また、現在、国立感染症研究所において「急性弛緩性麻痺を認める疾患のサーベイランス・診断・検査・治療に関する手引き」を更新し、「急性弛緩性麻痺病原体検査マニュアル」（予定）を作成しており、公表する予定であることも併せて申し添えます。

○添付資料

「ポリオウイルスを含むAFP検査の検体受理・検査・報告について」

※ なお、検体に関しては、医療機関から保健所への送付を基本とするが、地域の実情に応じて柔軟に御対応いただきたい。

ポリオウイルスを含むAFP検査の検体受理・検査・報告について

【医療機関】

<検体送付について>

- 急性弛緩性麻痺（AFP）患者を診察・診断
- 急性期検体の採取
（便検査1回目・便検査2回目(1回目から24時間以上の間隔をあける)※)、呼吸器由来検体※、血液、髄液）
※便検体、呼吸器由来検体は診療の手引きを参照し、積極的に採取すること
- 感染症法に基づく届出（届出に必要な要件に合致することを確認）
※届出時は、発生届の「11 感染原因・感染経路・感染地域等」欄の「④検査の実施」に記載
（結果は空欄可；判明後の結果は保健所において入力可）
- 最寄りの保健所への検体の送付

<結果判定後>

- 保健所または、地方衛生研究所・国立感染症研究所から送付された結果の確認
- 自施設において実施した病原体検査については、結果判明後、最寄りの保健所に報告
- ポリオウイルスが検出された場合は、最寄りの保健所へ2類感染症急性灰白髄炎の届出、5類感染症急性弛緩性麻痺の届出の取下げを行う

【保健所】

<検体受理から検査機関への検体送付について>

- 医療機関からの発生届の確認（届出に必要な要件に合致することを確認）・受理
- 医療機関からの急性期検体の確認（便検査1回目・便検体2回目、呼吸器由来検体、血液、髄液）
- 地方衛生研究所への検体送付
- 感染原因・感染経路・感染地域等、現在の症状・所見の確認など積極的疫学調査や医療機関からの相談対応
- 国立感染症研究所感染症疫学センター第8室（戸山庁舎）に相談可

<結果判定後>

- 地方衛生研究所・国立感染症研究所または医療機関において実施した病原体検査の結果を受理後、感染症サーベイランスシステム（NESID）へ検査結果を入力
- ポリオウイルスが検出された場合、保健所は医療機関に対して、2類感染症急性灰白髄炎の届出、5類感染症急性弛緩性麻痺の届出の取下げを依頼するとともに、迅速に積極的疫学調査を実施
- ポリオウイルスに関する検査結果を含めて、地方衛生研究所・国立感染症研究所において実施された病原体検査の結果が送付されたのち、検体送付元の医療機関に報告
（結果判明後は、発生届の検査実施の結果（空欄）を保健所において入力可）

【地方衛生研究所/地方感染症情報センター】

<検体受理から国立感染症研究所への検体送付について>

- 保健所や医療機関からの検体受理
- 国立感染症研究所への便検査1回目・便検査2回目の送付
(ポリオウイルス検査のため全症例の便検体を国立感染症研究所ウイルス第2部第2室(村山庁舎)に送付すること。)

<ポリオウイルス検査について>

- ポリオウイルス検査のために、検体の情報をエクセルシート(※添付)に記入し、便検体を小分けして(各々2g程度)、国立感染症研究所ウイルス第2部第2室(村山庁舎)へ行政検査を依頼
- 残りの便検体は、地方衛生研究所での検査に使用

<ポリオウイルス検査以外の検査について>

- エンテロウイルスD68、A71(EV)等の病原体検査を実施
- 地方衛生研究所におけるEVの検査によりポリオウイルス(遺伝子を含む)が検出された場合、直ちに厚生労働省及び保健所に連絡し、確認検査のため国立感染症研究所ウイルス第2部第2室(村山庁舎)に行政検査を依頼
- 病原体の同定ができない検体に関しては、さらなる検索を国立感染症研究所感染症疫学センター第8室(戸山庁舎)に相談可

<国立感染症研究所での結果判定後>

- 結果が国立感染症研究所から送付されたら、検体送付元の保健所へ報告